

## 総合事業のサービス提供に伴う報酬請求及び各種加算コード選択時の注意点について

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコード設定について、訪問及び通所型サービスのそれぞれに複数パターンのコード表を設定する必要があります。パターンによって同じ内容の加算でも選択するコードが違ってきます。

サービス提供に伴う報酬請求及び各種加算コードの選択について、下記のとおり注意点をまとめましたので、請求時の参考としてください。

### ○訪問型サービス費

※各パターンは、「サービスコード表.xlsx」ファイルを参照

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等へ居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、各パターンで共通のコードになっています。

#### 【訪問介護相当サービス】

・「パターン1 訪問現行相当サービス」に記載のコードで請求

#### 【くらし応援サービス（30分未満）】

・「パターン2 くらし応援サービス（30分未満）」に記載のコードで請求  
・初回加算を算定する場合は、「コード 4011：訪問型サービス初回加算／2」で請求

#### 【くらし応援サービス（30分以上 60分未満）】

・月の利用が「8回まで」、「9回」の場合、「パターン3 くらし応援サービス（30分以上 60分未満）」に記載のコードで請求  
・初回加算を算定する場合は、「コード 4021：訪問型サービス初回加算／2」で請求  
・月の利用が「10回」の場合、「パターン4 くらし応援サービス（30分以上 60分未満）」に記載のコードで請求  
・初回加算を算定する場合は、「コード 4031：訪問型サービス初回加算／2」で請求

## ○通所型サービス費

※各パターンは、「サービスコード表.xlsx」ファイルを参照

※中山間地域等へ居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、各パターンで共通のコードになっています。

### 【通所介護相当サービス】

- ・入浴ありのサービス利用の場合は、「パターン1 通所現行相当サービス（入浴あり）」に記載のコードで請求
- ・入浴なしのサービス利用の場合は、「パターン2 通所現行相当サービス（入浴なし）」に記載のコードで請求
- ・定員超過や職員欠員による減算、若年性認知症受入加算、生活機能グループ活動加算、運動機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、サービス提供強化加算は、「入浴ありの場合はパターン1」、「入浴なしの場合はパターン2」に対応したコードで請求
- ・ただし、入浴なしのサービスを利用する場合に、1月中に「5回（事業対象者、支援1）」または「9回から10回（支援2）」利用し、月額での請求になる場合は、パターン2ではなく、「パターン1 通所現行相当サービス（入浴あり）」に記載のコードで請求し、その際に算定する各種加算についてもパターン1に記載された各種加算のコードで請求

### 【生きがいデイサービス】

- ・入浴ありのサービス利用の場合は、「パターン3 生きがいデイサービス（入浴あり）」に記載のコードで請求
- ・入浴なしのサービス利用の場合は、「パターン4 生きがいデイサービス（入浴なし）」に記載のコードで請求